

熱中症による死亡災害を発生させないために

平成27年4月25日

労働安全・衛生コンサルタント 土方伸一

「熱中症による死亡災害の現状」に基づき、「熱中症による死亡災害を発生させない」ために事業主及び現場管理者は、次の事項を必ず実施するよう提言します。

青色の文字は各項目の最重要事項です。

I 救急搬送

① ためらわずに救急隊を要請する

- ・作業者が体調不良を訴える場合、又は監督者や同僚が歩行困難や異常な受け答えなど異常に気づく場合は、中等症以上（頭痛、倦怠感等（Ⅱ度）、高熱、意識障害、歩行困難（Ⅲ度）等）の可能性が高いため、ためらわずに救急隊を要請し、その指示に従ってください。

② 軽症（Ⅰ度）の場合は、応急処置をして、その後医療機関に搬送する

- ・急激に症状が悪化することもあるので、軽症であっても、1人で休ませることは厳禁です。

II 安全衛生管理

1 作業環境管理

① 直射日光を防ぐための設備（簡易テント、簡易な屋根等）を設ける

② 休憩場所を確保する。冷房装置を備えた休憩室等を設置することが望ましい

③ 作業場所に冷たい飲料水、スポーツドリンク、氷、冷たいおしぼり等を備え付ける

④ 大量に汗をかいた場合は、水分だけでなく、塩分の補給を行う

（塩分の過剰摂取による弊害も考えられるので、産業医等に相談の上、作業の強度に適した措置を講じてください。）

2 作業管理

① 作業時間を短縮し、休憩又は作業休止時間の回数を増やす

② 通気性の良い素材の作業服、保冷剤入り作業服等を使用する

- ・熱中症対策をうたった作業服、ヘルメット等が販売されているので、作業条件を勘案してそれらを使用することが効果的です。

3 健康管理

① 高血圧等の持病がある者、健康診断の結果、異常所見がある者については、作業場所、作業内容、作業時間等について、産業医の意見を聞いた上で適切な配慮をする

② 始業前の体調確認を行い、二日酔い、食事抜きの方は水分補給、食事摂取を促す

③ 現場管理者は休憩時間等に体調確認を行う。特に補助的作業者の体調に留意する

④ 体温計を備え付け、必要に応じて、体温測定を行うこと。

- ・体温が38℃以上の者は、熱中症の症状の有無にかかわらず、医療機関に搬送すべきです。

4 安全衛生教育

①事業者は作業者及び管理者に熱中症予防対策についての教育を行う

②元方事業者は、現場に新規に入場する作業者に、その現場における熱中症予防対策についての教育を行うこと。

なお、熱中症予防対策の詳細については、厚生労働省「熱中所予防マニュアル」等をご覧ください。

以上